

◎日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の文化交流に関する取極の有効期間の延長に関する交換公文

(略称) ソ連邦との文化交流取極の有効期間延長取極

昭和五十九年一月二十日 東京で

昭和五十九年一月二十日 効力発生

昭和五十九年二月四日 告示

(外務省告示第九二号)

目次

ページ

日本側書簡……………

一五九九

取極の有効期間延長

一五九九

ソ連側書簡……………

一六〇〇

日本側書
簡

(日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の文化交流に関する取極の有効期間の延長に関する交換公文)

日本側書簡

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百八十四年一月二十六日まで有効期間が延長された千九百七十二年一月二十七日付けの日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の文化交流に関する両国外務大臣間の交換公文に関し、同交換公文の有効期間を千九百八十六年一月二十六日まで延長することとする旨の両政府の代表者の間で到達した了解を本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百八十四年一月二十日に東京で

日本国外務大臣 安倍晋太郎

日本国駐在ソヴィエト社会主義共和国連邦

特命全権大使 V・バヴロフ 閣下

ソ連邦との文化交流取締の有効期間延長取締

(ソ連側書簡)

(Письмо советской стороны)

Токио, 20 января 1984 года

Господин Министр,

書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百八十四年一月二十六日まで有効期間が延長された千九百七十二年一月二十七日付けのソヴィエト社会主義共和国連邦と日本国との間の文化交流に関する両国外務大臣間の交換公文に関し、同交換公文の有効期間を千九百八十六年一月二十六日まで延長することとする旨の両政府の代表者の間で到達した了解を本国政府に代わつて確認する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、心に閣下に向かつて敬意を表します。

千九百八十四年一月二十日に東京で

日本国駐在ソヴィエト社会主義共和国連邦
特命全権大使 V・バクロフ

日本国外務大臣 安倍晋太郎閣下

Е.П. господину Сигтаро Абе
Министру Иностранных Дел Японии

(Подпись) В.Н. Павлов
Президентский и Полномочный Посол
Союза Советских Социалистических
Республик в Японии

(参考)

この取極は、昭和四十七年一月二十七日付けのソ連邦との文化交流取極（昭和四十七年二国間条約集及び条約集第二〇九六号参照）の有効期間を更に昭和六十一年一月二十六日まで延長することについての両政府間の了解を確認したものである。